

令和8年度臨時定員地域枠に関する定員調整の考え方（案）

令和7年7月 書面開催
第2回府医療対策協議会 資料1-2

令和8年度臨時定員地域枠に関する定員調整の考え方（案）

○令和7年度入学定員調整の考え方※を基本とし、定員調整を行う。

※令和7年度入学定員調整の考え方

- ・各大学の減員数については、臨時定員数の減少による影響を踏まえ、前年度比▲1までとし、現在の臨時定員地域枠設置4校のうち3校から▲1とする。
- ・各大学の地域枠学生の確保・養成に関する実績及び地域医療への貢献状況、国の考え方を踏まえ地域枠設置大学と調整する。下記（１）～（３）の項目について各大学の状況を確認し総合的に判断する。

項目	確認内容
（１）地域枠の確保・養成状況	臨時定員地域枠の総定員数に対する養成数の割合※１ (H27～R6 定員数合計 - 欠員数合計 - 在学中の地域枠制度離脱者数合計) / H27～R6 の定員数合計 × 100
（２）地域医療への貢献状況	地域枠医師数に対する地域枠の義務を履行した医師数の割合※２ R3～R6 卒後１～４年目の義務履行医師数合計 / R3～R6 卒後１～４年目地域枠医師数合計 × 100
（３）臨時定員数	国の定員配分・調整方針（R7臨時定員地域枠数－R6臨時定員地域枠数×0.2）※３

- ※１ 総定員数及び養成数は、全大学が現在の地域枠の入学定員となったH27からR6までの累積数とする。
- ※２ 地域枠医師数及び地域枠の義務を履行した医師数は、全大学の地域枠医師が存在するR3～6における卒後１～４年目までの累積数とする。
- ※３ 各大学のR7臨時定員数からR6臨時定員数に地域枠数×0.2を乗じた数（端数は四捨五入）を減算した場合の定員数を考慮する。
- ※４ 累積年数の更新（R7年度の考え方 → R8年度の考え方）
- ・地域枠の確保・養成状況：H27～R5までの9年間合計 → H27～R6までの10年間合計に変更
 - ・地域医療への貢献状況：R3～R5 卒後１～３年目合計 → R3～R6 卒後１～４年目合計に変更

（参考）臨時定員地域枠の対応方針（令和6年度第5回医療対策協議会（R7.3.17開催）にて了承）

国が削減方針を変更せず、令和8年度の臨時定員地域枠を減員する必要性が生じた場合、
大学への調査結果や令和7年度入学定員調整の考え方を基本として検討を進める（検討内容については今後協議予定）